

# 立憲民主党 憲法調査会 情報化社会と人権保障分科会・中間報告(案)の概要

## 情報化社会の現状と憲法上の課題

近年のインターネット・SNSの発達、DXの急速な進展が国民に数多くのメリットをもたらしている反面、「アテンション・エコノミー」、「マイクロターゲティング」、「フィルターバブル」・「エコーチェンバー」といった問題も生じている。このような情報化社会においては、以下のような重大な憲法問題が生じており、個人や国家のあり方に根本的な変容がもたらされつつある。

- ・知らぬ間に内心の自由（憲法19条）が侵される
- ・選挙や国民投票といった自己統治（民主主義）のあり方に影響を及ぼす
- ・プロファイリングによって「個人の人格的自律」（憲法13条）が脅かされる
- ・誹謗中傷やフェイクニュースの流通、本人の意思に反した個人情報の発信拡散
- ・公文書管理制度や情報公開制度の不備による知る権利（憲法21条）の形骸化

## 分科会における議論 ～解決の方向性～

分科会では、「自己情報コントロール権」・「情報アクセス権」・「情報環境権」を課題として抽出し、有識者からのヒアリング・意見交換などにより、以下のとおり、解決の方向性について議論を深めた。

### 自己情報コントロール権

（現状と課題）

プロファイリングとそれを前提とするマイクロターゲティング、フィルターバブルやエコーチェンバーといった重大な問題は、いずれも個人の意思を離れたデータの収集・分析に起因。

（保障の必要性）

「自己情報コントロール権」（GAFAなどのデジタルプラットフォーム（DPF）によるプロファイリング・スコアリングの規律、忘れられる権利、データ・ポータビリティや利用停止を求める権利も含み得る）が重要。

※データの利活用とのバランスをいかに図るかが大切。

### 情報アクセス権

（現状と課題）

行政府による行政情報の隠蔽、廃棄、改ざんといった事案が発生。現行の情報公開法制・公文書管理法も不十分。

（保障の必要性）

「情報アクセス権」（知る権利や取材・報道の自由、ひいては国民権の理念に由来。国家に必要な情報を開示させる請求権）を明確に保障。

### 情報環境権

（現状と課題）

個人が自己の思想・人格を形成・発展させるためには、様々な意見・知識・情報に接する機会の保障が不可欠であるが、「表現の自由市場」に委ねるだけでは不十分。

（保障の必要性）

「情報環境権」（フェイクニュース等に対して一定の「免役」（批判的能力）を獲得できる環境を積極的に作り出すよう国家等に対して求める権利）を保障することが重要。

※国家等には、ネット空間における誹謗中傷等の被害救済制度を構築する責務があるのではないか、との議論もあった。

## 今後の議論 ～立法による解決か憲法改正による解決か～

「自己情報コントロール権」・「情報アクセス権」・「情報環境権」を保障するための法的整備の方向性については、「法律レベル」のアプローチと「憲法の明文改正」のアプローチが考えられる。今後、党の憲法調査会や衆参の憲法審査会において、さらに議論を深めていく必要がある。

※DPFを憲法中に位置づける場合には、「国家対個人」を規律するものとされてきた古典的な憲法観を変質させてしまうことにつながるため、慎重な検討が必要。